

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」
・・・って何？

保育所等に通っていないお子さんが、理由を問わず保育所等を利用できる制度です。

・・・お子さんにとっては・・・
家庭だけでは得られない経験や、家族以外の人や年齢の近いお子さんと関わる機会が得られます。



・・・保護者の方にとっては・・・
専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、様々な情報を得られます。

対象

以下すべてを満たすこどもが対象となります。

- 生後6箇月～満3歳未満の児童であること（満3歳の誕生日の前々日まで）
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育事業所等に在籍していないこと
- 児童、保護者がともに奥州市民であること

利用可能時間

こども1人あたり 月10時間まで

※複数の施設を利用した場合は、各施設の利用時間の合計が月10時間までとなります。

利用料

基本 1時間300円

（施設により異なる場合があります。また、非課税世帯等は減免になる場合があります。）

また、昼食、おやつを提供がある場合は、別途実費がかかります。

利用の流れ

1. 利用登録

- ・市に 認定申請を行います。
- ・認定の決定後、国のシステムに情報を登録します。
登録完了すると、申請者のメールアドレスにアカウント発行通知が届きます。
（申請から登録まで2週間程度時間を要します。）

2. 初回面談申込

- ・システムで施設に対して初回面談の申込みを行います。

3. 面談

- ・施設と利用者間で、こどもの情報や施設利用に関して必要な項目等について確認します。

4. 利用予約

- ・面談後、システムで利用予約を行います。

5. 利用

- ・予約日に施設を利用します。施設に利用料を支払います。（キャンセルポリシーを事前にご確認ください。）

オンラインで

認定申請が可能です

市ホームページの申請フォームに入力・送信してください



制度の詳しい内容や、実施施設も掲載しています

お問い合わせ先

奥州市 健康こども部
保育こども園課 幼保支援係
電話 0197-34-1634